

遠隔画像診断に関する法的問題

寺本， 振透
九州大学大学院法学研究院：教授：国際関係法学

<https://hdl.handle.net/2324/20150>

出版情報：2011-10-22. 第47回日本医学放射線学会総会秋季大会教育講演
バージョン：
権利関係：



遠隔画像診断に関する法的問題

-第47回日本医学放射線学会総会秋季大会教育講演-

2011年10月22日

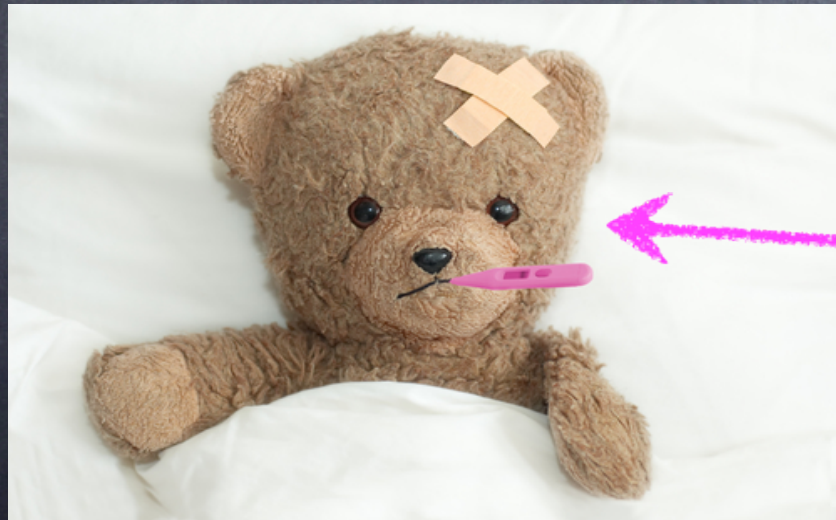
九州大学 大学院 法学研究院 教授、弁護士 寺本振透

jshin768@gmail.com

主治医？



患者？



遠隔画像診断医は、誰に対して法的責任を負っているのか？



医師の法的責任は二種類。

- 契約に基づく責任。
 - 診断および/または治療という役務を提供する契約がベース。
- 不法行為に基づく責任。
 - 医師という専門家ならば、「これくらいの注意を払う義務は果たすはず」という考え方がベース。

遠隔画像診断医の法的責任

- 契約に基づく責任は、たしかに、主治医（または、主治医の所属機関）に対して発生する。
- しかし、不法行為に基づく責任は、患者（および、患者の保護者または家族）に対して発生する。

- 患者と非対面である以上、主治医側は、十分な周辺情報を遠隔画像診断医に対して提供する必要がある。
- 遠隔画像診断医は、主治医側に対して、そのような情報提供の必要性を認識させる必要がある。

遠隔画像診断に関するガイドライン (2010-4-6) 4-2(1)

- (1) 遠隔画像診断に従事する医師の立場
- 遠隔画像診断に従事する医師は検査が施行される医療施設の外にあって専門的知識を提供している。患者に対しては、遠隔画像診断に従事する医師は専門家として善良なる管理者の注意義務を負い、読影によって不法行為責任（民法709条）を患者に対して負う場合がある。また、委託を受けた主治医に対しては契約責任（民法415条、614条）を別途負うことになる。

「これは参考にすぎない」という弁解は成り立つのか？



- 医師同士の非公式な discussion の過程で示された情報ならば「これは参考にすぎない」ということもあり得る。
- 遠隔画像診断医が公式に主治医に対してreportする以上は、それは、「診断の結果」であって「参考とする情報」ではない。
- 「参考にすぎない」という弁解は、「ならば、医師でなくても遠隔読影をやってもよいのではないか」という考え方が入り込む危険につながる。

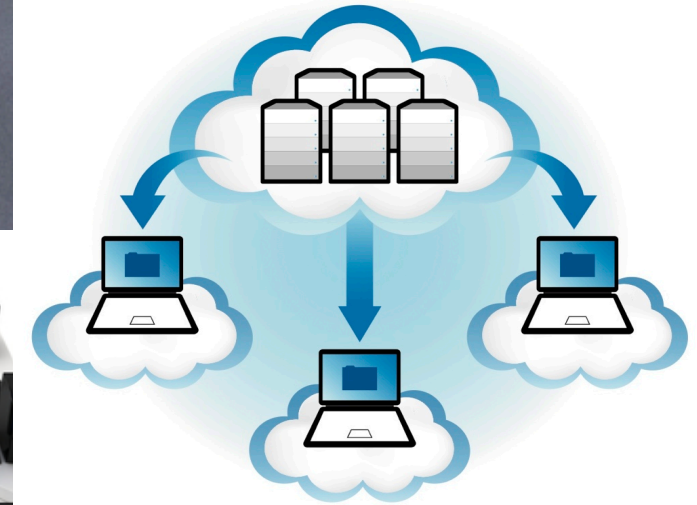
情報が限定されていることを明示することは、
弁解ではない。

- 画像診断の前提となった情報が限定されていることを明示することは、弁解ではない。
- 主治医に対する「正当かつ好ましい注意喚起」である。

ガイドライン4-3

- 4－3．遠隔画像診断に備わっているべき態勢
- 遠隔画像診断においても医療施設内での医療行為と同様に医療行為として要求されている基本的な条件を満たしている必要がある。それは以下の2点である。
- （１）画像診断業務の一般的な最低限の必要条件を満たしていること
- 緊急に治療を要する所見を見つけた場合には、直ちに担当医、場合によっては患者本人に直接連絡する態勢を整えていること、また定期的な意見交換などにより、偶発所見が適切に伝達され対処されていることを確認する仕組みを備えていることが必要である。
- （２）診療情報管理の体制を明確にしていること
- 具体的事項については本ガイドラインで後述するが、診療情報管理の基本的な方針をもち、その方針に基づいた体制により、実際に運用に問題が生じた場合の対処法についての検討を行っていることが必要である。とくに診療情報管理の基本的な方針については文書化してあることが必要である。

医療データの置き場所と法的責任との関係



技術環境により好ましい手法は変わる。

- 安全な通信を安価に行えなかった時代ならば、自家保存が穏当。
- 安全な通信を安価に行えるならば、専門業者に保存させることが合理的。
- 「使える」こともセキュリティの重要な要素。可用性の高いクラウドが、好ましい選択肢となりつつある。

- 法令、所轄官庁のガイドライン、機関のルール等は、どうしても、技術環境の変化に対して「後追い」となる。
- 法令、ガイドライン、ルール等を可能な限り、技術環境にキャッチアップさせるような努力も必要。
- 裁判所は、技術環境の変化が、合理的なセキュリティ水準達成のために必要な条件を変化させるという前提で判断している。

ガイドライン5-1

- ・ 5-1. ネットワークおよびハードウェア
- ・ ネットワークの構成やハードウェアには様々なレベルのものが存在しているが、技術的進歩とともに必要とされるレベルは常に変化していくと考えられる。そのため、常に施設の運用方針に基づいて、現在のシステムの限界を認識し、改善する態勢が求められている。

<以下略>

- ... 当時被上告人〔銀行〕が上告人を含む預金者に交付していたキャッシュカードの磁気ストライプ上には、預金者が被上告人に届け出た暗証番号がコード化されて記録されていた ... が、所論中には、... 市販のカードリーダーをパーソナルコンピュータに接続することにより、暗証番号を解読することができるから、支払システムとしての安全性を欠き、免責約款は無効であるとする部分がある。しかし、所論の方法で暗証番号を解読するためにはコンピュータに関する相応の知識と技術が必要であることは明らかである（なお、記録によれば、本件支払がされた当時、このような解読技術はそれほど知られていなかったことがうかがえる。）から、被上告人が当時採用していた現金自動支払機による支払システムが免責約款の効力を否定しなければならないほど安全性を欠くものということとはできず、右の点に関する論旨は採用することができない。

- 最高裁判所第二小法廷平成5年7月19日判決
 - 最高裁判所裁判集民事169号255頁。
 - 銀行キャッシュカードの不正使用。

- ... 本件においては、被告が紛失した真正なカードである本件カードが用いられ、ＡＴＭに暗証番号が入力され、入力された番号と被告〔預金者〕の届け出た暗証番号とが一致することが確認された上で本件借入がなされたものであると思われ、また、被告は、生年月日を本件カードの暗証番号に使用し、紛失当時、生年月日が記載された免許証を本カードと共に財布に入れて携帯していたものであり、本件カードはゼロクリア状態にあり、カード自体から暗証番号を読み取ることは極めて困難であることからすると、被告の携帯していた免許証等から暗証番号が看破され、入力されたものと推認するのが相当であり、本件カードの紛失や暗証番号の漏洩等につき、原告〔銀行〕の過失を窺わせる事情は存しない。

- 東京地方裁判所平成15年4月25日判決
 - 金融・商事判例1180号52頁。
 - 銀行キャッシュカードの不正使用。

保管される医用画像と、診断に用いられた医用画像
との同一性を確保することは誰の責任か？



- 診断に用いる画像を指定したのは主治医なのだから主治医が責任を負うべきだ、という考えも成り立ちうる。
- 主治医が指定したのは画像「群」であって、そこから診断に用いる画像を選択したのは遠隔画像診断医なのだから、遠隔画像診断医が責任を負うべきだ、という考えも成り立ちうる。

- 医療画像情報の保管および交換のクラウド化の流れの中で、画像のintegrityを確保するための約束事（プロトコル）確立のために議論がなされることが期待される。

御参考

- 石巻市立病院の電子カルテ情報は、山形市立病院 済生館と共有していたために無事、との報道
(2011年5月12日日経夕刊9面)
- 「究極の個人情報」であるカルテが津波で流されて野ざらし、との報道 (2011年5月8日河北新報、
http://www.kahoku.co.jp/spe/spe_sys1062/20110508_06.htm)

Thank you.